

掛川市告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。その関係図面は、令和元年12月23日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月23日

掛川市長 松井三郎

市道変更路線表

NO	路線	起 点		終 点		重要な経過地
		旧	新	旧	新	
1	西大渕 20号線	旧	西大渕字村東42-1	旧	西大渕字村東9-1	
		新	西大渕字村東42-1	新	西大渕字村東4-1	